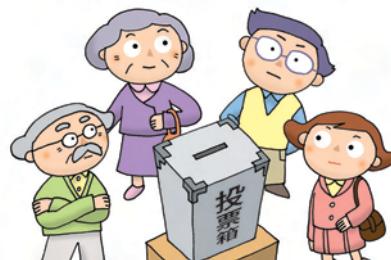


国民投票の投票権とは

国民投票の投票権は、成年被後見人を除く、年齢満18歳以上の日本国民が有することとされています。

ただし、憲法改正国民投票法が施行されるまでに、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加できることとなるよう、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢などを検討し、必要な法制上の措置をとるものとされています。

また、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加することができるまでの間は、年齢満20歳以上の者が投票権を有することになります。



Q&A

憲法改正が国民に提案されるのは？

国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。

両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、**国会が憲法改正の発議**を行い、国民に提案したものとされます。



憲法改正が国民に承認されるためには？

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の**2分の1を超えた場合は**、国民の承認があったものとなります。



憲法を改正するところが複数あったら？

憲法改正案は、内容において関連する事項ごとに提案され、**それぞれの改正案ごとに一人一票を投じること**となります。



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館

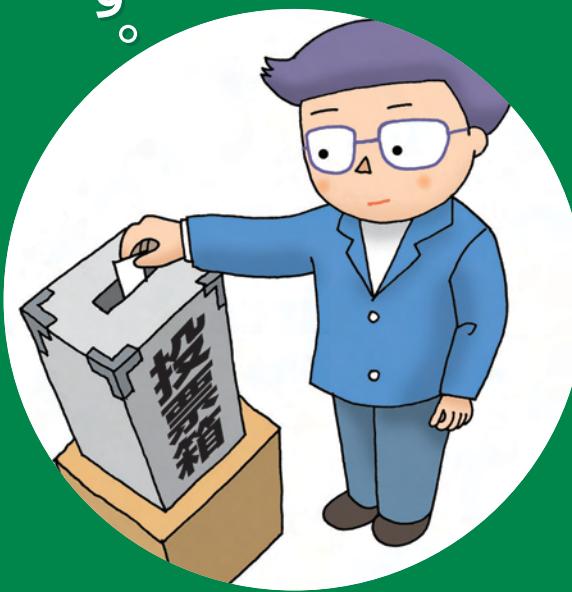
03-5253-5111 (代表)

<http://www.soumu.go.jp/>

ご存知ですか？

「憲法改正 国民投票法」

平成22年5月18日から



総務省

「憲法改正国民投票法」 って何だろう？

日本国憲法第96条(①)では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。

国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続きを定めた法律が**「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」**です。

憲法改正国民投票法は、平成19年5月14日に成立し(5月18日公布)、**平成22年5月18日から施行されます。**

①日本国憲法第96条

①この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。



憲法改正国民投票の流れ

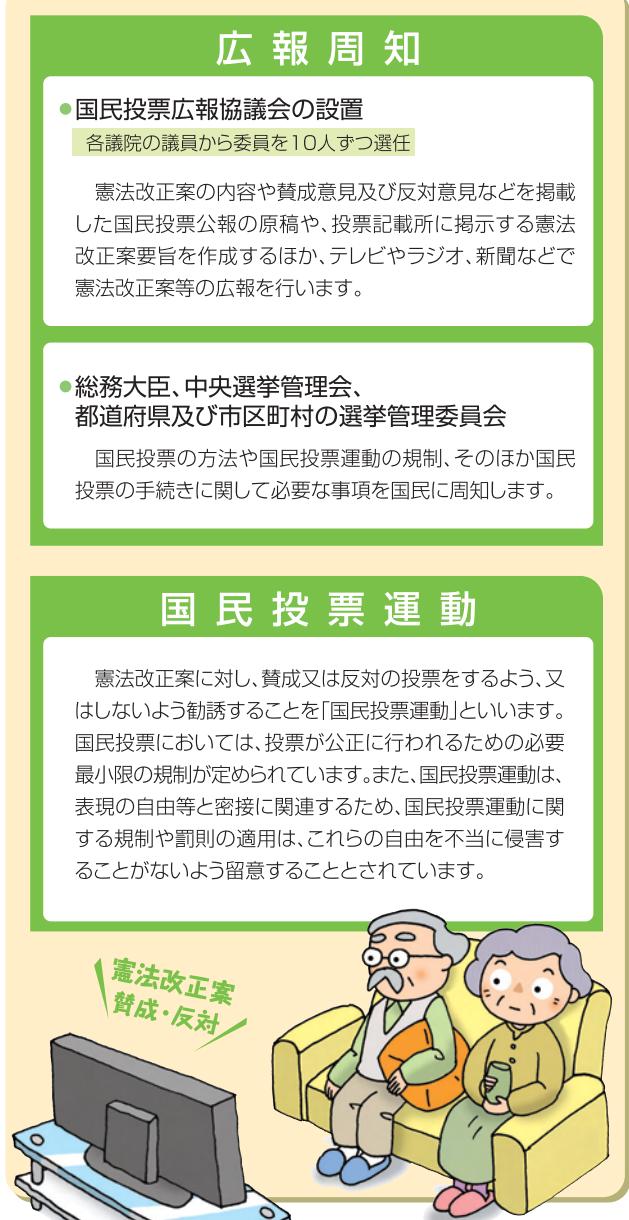
詳しくは [総務省ホームページ](#) をご覧下さい。



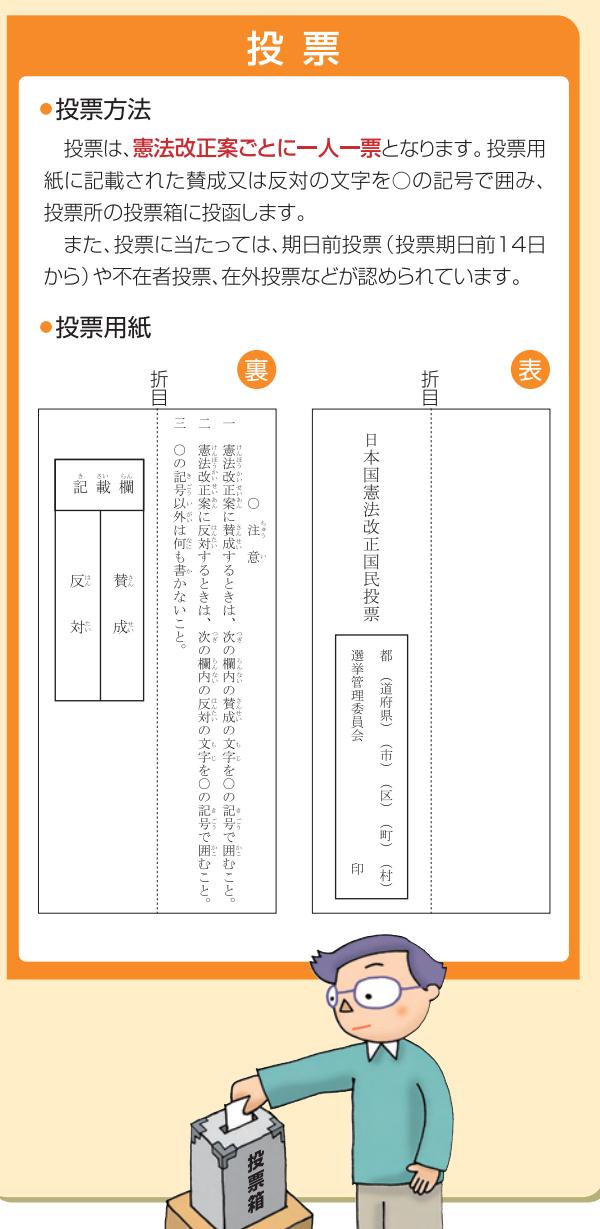
国会



広報周知 国民投票運動



投票



開票

